

# 県事業に対する市町村負担金の見直しについて

平成22年2月 和歌山県

**和歌山県では、平成22年度当初予算から、県事業に対する市町村負担金を原則として廃止します。**

- ・市町村負担金を廃止する事業数：15事業（別添一覧表参照）
- ・8億9千万円の負担金を軽減（仮に21年度と同様に市町村負担金を求めた場合の額）

## [背景]

### 全国知事会申し合わせ

市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の趣旨を踏まえ同様に見直す。

※直轄事業負担金制度の改革内容

- ①負担金の対象範囲等は平成21年度分から見直す
- ②維持管理費負担金は平成22年度から廃止
- ③最終的に直轄事業負担金制度は廃止

ただし、以下の事業については、事業の特性等を勘案し、市町村の同意を得たうえで、引き続き市町村の負担を求めることとします。

### 《異なる取り扱いとする事業 1》

受益者が限定的で、本来は受益者が負担すべき事業であるが、市町村が受益者の負担を軽減するために負担しているものは、引き続き市町村の負担を存続します。

【対象事業】…土地改良事業（農道含む）、急傾斜地崩壊対策事業

※土地改良事業（農道含む）については、国営土地改良事業の地方負担分から事務費負担金が軽減されたことと歩調を合わせ、事務費負担分を軽減

### 《異なる取り扱いとする事業 2》

施設整備費、維持管理費を利用者からの使用料で賄うべき事業（地方公営企業）については、引き続き市町村の負担を存続します。

【対象事業】…流域下水道事業

### 《異なる取り扱いとする事業 3》

事業実施主体は地元民間団体であり本来市町村が支援すべき事業であるが、国の補助要綱上で補助金交付対象が県に限定されているものについては、引き続き市町村の負担を存続します。

【対象事業】…土地区画整理事業（組合施行）

### 《異なる取り扱いとする事業 4》

街路については、本来的には市町村事業であり県が代行していると考えられますが、これまでに事業区分を取り決め事業中のものは市町村の負担を存続して実施します。

今後の事業については、市町村事業としますが、市町村から従来どおりの進め方による事業推進の要望があれば、市町村の財政状況等に鑑み、相談、協議を行っていきます。

【対象事業】…公共街路、社会資本整備交付金街路、地方特定道路街路